

メンタルヘルス施策について（人1第2019号。18.3.20）に基づき、沖縄防衛局心の相談窓口設置運営要領を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局心の相談窓口設置運営要領

改正 平成26年4月 1日 沖縄防衛局達第1号
平成31年4月26日 沖縄防衛局達第3号
令和2年12月25日 沖縄防衛局達第6号
令和6年 3月11日 沖縄防衛局達第1号

この要領は、沖縄防衛局に心の相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、運営するに当たって、必要な事項について定めるものとする。

（設置）

第1 沖縄防衛局の職員（以下「職員」という。）の心の健康の保持増進、早期対応、職場復帰、再発防止等の心の健康づくり（以下「心の健康づくり」という。）を組織的かつ効果的に行うため、沖縄防衛局に相談窓口を設置する。

（相談窓口の役割）

第2 相談窓口は、職員の広範囲の悩み、ストレス等の相談（以下「相談」という。）が早期に行われ、職場不適応等の早期発見や不健康状態に陥らないための予防対策等を図るものとする。

（担当者の構成）

第3 相談窓口の担当者は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1） 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第2条に定める者（以下「健康管理者」という。）

（2） 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第54号）第1章第8節第152条に定める沖縄防衛局総務部総務課厚生係の係長（以下「厚生係長」という。）

（3） 心の健康づくりに関する専門的な知識、技能を有する医師又は心理の専門家（以下「専門家」という。）

（4） その他健康管理者が相談窓口の運営に特に必要と認めた者

（担当者の役割）

第4 各担当者は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（1） 健康管理者は、第2に定める相談窓口の役割を果たすために、専門家の協力を得て、相談窓口の管理運営を行い、必要な措置を講じるものとする。

（2） 厚生係長は、健康管理者及び専門家を補佐し、相談窓口の管理運営を行う。

（3） 専門家は、第2に定める相談窓口の役割を踏まえ、職員の心の健康管理上必要である措置が生じた場合には、速やかに健康管理者に報告するとともに、必要に応じ

適切な助言を行うこととする。また、相談を実施した都度、実施した対応状況を別紙様式1により記録するものとする。

なお、健康管理者への報告に当たっては、職員の心の健康管理上緊急の場合を除き、職員の氏名及び相談内容等、職員のプライバシーに及ぶものについては、原則として職員本人の同意を得た上で、健康管理者に報告することとする。

(4) その他、各担当者は、職員の心の健康管理上特に必要と判断される措置を講ずるものとする。

(設置場所)

第5 相談窓口は、沖縄防衛局庁舎内に設置する。ただし、局長が必要と認めた場合は設置場所を変更することができる。

2 相談窓口は、職員が気軽に利用しやすいよう配慮するとともに、職員のプライバシーが保たれるよう充分注意を図る。

(相談窓口の利用)

第6 相談窓口は、次の各号に掲げる者が利用することができる。

(1) 職員

(2) 職員の家族

(3) その他健康管理者が特に必要と認めた者

2 相談窓口の運営日は、毎週月曜日、水曜日及び金曜日とする。ただし、当該運営日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第179号）第2条に規定する国民の祝日、12月29日から1月3日まで又は局長が業務の都合上、休みとした日に当たる場合を除く。

3 相談窓口の運営時間は、月曜日及び金曜日は午後1時00分から午後5時00分まで、水曜日は午後1時00分から午後4時00分までとする。ただし、業務の都合上、局長が必要と認めた場合は運営時間を変更することができる。

(実施状況報告)

第7 専門家は、毎月、実施した相談等の実施状況を取りまとめ、翌月の5日までに別紙様式2により健康管理者へ報告するものとする。

(職員等への周知)

第8 健康管理者は、職員等へ相談窓口の役割等を周知させなければならない。

(個人情報の適正な管理)

第9 相談窓口を運営していく上で知り得た個人情報は適切に管理することとし、職員本人の同意を得た場合を除き、個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、個人情報を利用する必要がなくなったにもかかわらず、必要な期間を超えて保有してはならない。

(委任規定)

第10 この要領に定めるもののほか、相談窓口の運営に関し必要な事項は、健康管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成20年沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日沖縄防衛局達第1号）

この達は、平成26年4月1日から施行する

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月11日沖縄防衛局達第1号）

この達は、令和6年3月11日から施行する。

別紙様式1（第4関係）

心の相談対応状況

令和 年 月 日（ ） :			
所属		氏名	
(相談内容等)			
(対応状況)			
対応者	心の専門家 ・ その他（ ）		

別紙様式2（第7関係）

心の相談状況報告書（令和 年 月分）

相 談 内 容	件 数
合 計	